

三木市記者発表資料 (令和5年5月1日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う市公共施設等の対応について ～令和5年5月8日以降の対応～
内容
<p>4月26日、兵庫県は、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行されることに伴い、県対策本部会議を開催し、移行後の対応について示されました。これを受け、三木市では、28日(金)午前9時30分から第86回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用等について、以下のとおり決定しました。</p> <p>1 対応変更日 5月8日(月)～</p> <p>2 市の感染症対応について</p> <p>基本的な感染症対策(3密の回避、手洗いや手指消毒、効果的な換気)は継続したうえで、マスクの着用等については次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等 マスクの着用は基本的に個人の判断に委ねる。</p> <p>(2) 学校園 学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とするが、留意事項等については、改めて国からの通知を受け周知を行う。</p> <p>(3) 職員 執務中のマスクの着用は職員の主体的な判断に委ねる。ただし、次の場合はマスクを着用するなどの感染対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルスの検査で本人又は同居家族が陽性となった場合・高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦などの重症化リスクの高い方が利用する施設(医療機関や高齢者施設等)へ訪問をする場合 <p>3 5類移行に伴う主な事業等の取扱いについて</p> <p>市独自で実施していた新型コロナウイルス対策事業の今後の対応については、別紙「5類移行に伴う主な事業等の取扱い」のとおりとする。</p> <p>4 三木市新型コロナウイルス対策本部について</p> <p>兵庫県新型コロナウイルス対策本部の廃止に合わせ、市対策本部を廃止するが、市民への有効な感染症に関する情報は、引き続き市ホームページ等により情報提供を行う。</p>

セールスポイント

5月8日以降も基本的な感染拡大防止対策は継続しますが、マスクの着用については緩和します。

なお、三木市新型コロナウイルス対策本部については、令和2年3月1日から86回開催し、市公共施設の利用等について対策を行ってきましたが、県対策本部の廃止に合わせ廃止します。

市民の皆様に多大なるご理解とご協力をいただき感謝します。